

大分県報

令和六年
号外（八六）
十二月二十七日

（金曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定……………一

○告示

大分県告示第五百八十三号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第十二条第二項の規定により、令和六年二月一日付け大分県告示第五十九号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日までの間に到来するものについて、令和七年一月三十一日とする。

都道府県名

指定地域

石川県

七尾市
羽咋郡志賀町

令和六年十二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎